

令和6年(ワ)第6807号投稿記事削除等請求事件

原 告 部落解放同盟大阪府連合会 外1名

被 告 宮部龍彦

第 2 準 備 書 面

2025年11月25日

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中井雅人

同 弁護士 南和行

同 弁護士 小野順子

被告第1準備書面及び第2準備書面に対し認否反論をするとともに原告らの主張を補充する(略語等は従前の例による。)。

第1 被告準備書面1に対する認否反論

1 「1 手続上の異議」について

(1) 第1段落について

被告は、「原告らは今回、「曲輪クエスト(395)…」を削除対象として追加したが、これは裁判の途中で新たに生じた事項であり、このような逐次的・断片的な訴えの変更を許容すれば、民事訴訟法第143条第1項にいう「著しく訴訟手続を遅滞させること」を招く。」と述べるが、失当である。

2025年3月7日付訴えの変更申立（請求の拡張）は、第1回口頭弁論期日前に提起したものであり、実質的に審理が始まっていたのであるから「訴訟手続を遅滞させること」はあり得ない。

したがって、民事訴訟法第143条第1項の「著しく訴訟手続を遅滞させること」にあたらないため、2025年3月7日付訴えの変更申立は適法である。

(2) 第2段落について

被告は、「特に本件の性質上、被告が新たな地域の記事を投稿するたびに原告らが請求を無制限に追加できる状態となれば、原告らは訴訟手数料の追加負担なしに裁判を延々と遅滞させ、裁判所に不必要的手続負担を生じさせることが可能になってしまう。これは受益者負担の原則および訴訟経済の観点からも極めて不当である。」と述べるが、失当である。

被告がさらなる違法投稿を行ない、原告らが必要かつ適法だと判断すれば、訴えの変更申立（請求の拡張）をすることはあり得る。すなわち、被告においてさらなる違法投稿をしなければ、訴えの変更申立（請求の拡張）をすることはない。そのため、裁判所に不必要的手続負担を生じさせる事態は想定できない。

そもそも、被告は、仮処分決定を把握しながら、本件訴訟係属を把握しながら、その後に、あえて2025年3月7日付訴えの変更申立の対象地域の「部落探訪」を実施している。しかも、被告は、「原告は神奈川県から大阪府まで自らの出捐で交

通費と移動の時間を負担する上、仕事も休む必要があり、応訴の煩雑さと労力が求められる。その負担は、本件訴訟物の価額や重要性に比して過度なものである。」と述べているにもかかわらず（令和6年9月26日付移送申立書第2・4）、その後にわざわざ「神奈川県から大阪府まで自らの出捐で交通費と移動の時間を負担」して、2025年3月7日付訴えの変更申立の対象地域の部落探訪を実施しているのである。被告がこのような執拗かつ悪質な「部落探訪」を実施しなければ、原告は、2025年3月7日付訴えの変更申立をすることはなかった。

したがって、民事訴訟法第143条第1項の「著しく訴訟手続を遅滞させること」にあたらないため、2025年3月7日付訴えの変更申立は適法である。

2 「2 訴額再算定の必要性」について

被告は、「原告は人格権侵害による慰謝料請求を前提としつつ、侵害対象を増やしながら訴額を据え置く。これは受益者負担の原則にも反し、費用負担を回避した実質的な請求拡張である。」と述べる。

しかし、被告は、原告らによる訴えの変更申立（請求の拡張）が民事訴訟費用等に関する法律のどの条項に違反するのが具体的に述べていないため、法的主張の体をなしていない。原告らは、民事訴訟費用等に関する法律に基づき適切に訴訟費用を納付している。

そもそも、原告らには、被告がいう「費用負担を回避した実質的な請求拡張」は客観的にあり得ないことである。原告らは2024年7月8日に本訴訟を提起し、被告による同年9月26日付移送申立を経て、2025年1月22日付の投稿（甲23の41）を確認したために、同年3月7日付訴えの変更申立をせざるを得なかつたのである。被告が本訴係属後に（仮処分決定後に）、わざわざ「神奈川県から大阪府まで自らの出捐で交通費と移動の時間を負担」して部落探訪し、上記投稿をしなければ、原告らは上記訴えの変更申立をすることはあり得なかつた。

したがって、被告主張は、法的主張の体をなしていないだけでなく、「費用負担を回避した実質的な請求拡張」との被告主張は、明らかに客観的事実に反している上に、

自らの違法行為の継続が原告らにさらなる負担を課していることを顧みない悪質な主張である。

3 結論

以上のとおり、2025年3月7日付訴えの変更申立は適法であり、原告らが納付した訴訟費用も適正である。

第2 被告準備書面2に対する認否反論

1 同第1・1項について

(1) 「(1) 仮処分決定の効力」について

被告は、「…原告自身の主張でも対象は訴状別紙投稿記事目録1-35・2-20に限られている。よって、本件全体につき違法性が既に確定しているかのような扱いはできない。」と述べる。

しかし、仮処分は、被告による写真や解説文が、その記事に掲載された地域を被差別部落であると特定するものであるという事実を認定した上で、部落差別が今なお存在するという現状に鑑み、当該記事が、当該地域に暮らす債権者の「差別的な扱いを受けるおそれなく平穏な生活を送ることができるという債権者的人格的な権利」(決定書6頁)、すなわち差別されない権利を侵害するものであると判断したものである。

その判断基準からすれば、仮処分の対象に限らず本案における訴状別紙投稿記事目録1及び2に記載したすべての記事は、いずれも被差別部落を特定する記事であるから、その地域に暮らす住民やその地域出身者の差別されない権利を侵害するものであることは自明の理である。

(2) 「(2) 大阪府連の当事者適格」について

被告は、「原告は同盟員個々人の『差別されない権利』が寄託されたもので総有であると主張するが、団体としての独自の権利侵害（業務遂行権等）の特定がない。」と述べる。

しかし、原告らは、業務遂行権の特定は訴状において行っている。

原告大阪府連に原告適格が認められることについては後述する。

(3) 「(3) 個人原告の請求適法性」について

被告の主張は要するに、高度な生成A I を用いて調査すれば被差別部落が特定できたり個人原告が部落解放同盟員であることがわかるから、被告が個人原告の権利を侵害しているわけではないということであろう。しかし、高度な生成A I を用いて調査することと、被告のように一定の評価づけをしながら被差別部落の情報をを集め、不特定多数の者が容易にアクセスできる環境に晒すことは根本的に異なる。すでに公表されている情報であればどのように取り扱っても差別にならないという論法は誤りである。

そもそも、被告がいう生成A I も被告が晒してきた情報を基に情報を生成している可能性が十分にあり、生成A I の存在は被告の行為を免罪するものではない。

(4) 「(4) 請求の特定・広範性」について

被告は、「訴え変更で目録の逐次追加が行われており、将来投稿まで含意するような差止めを狙っていることは明らかである。」と述べる。

しかし、前記第1のとおり、原告らが訴えの変更申立により目録の追加をせざるを得なかったのは、被告が本訴係属後に（仮処分決定後に）、わざわざ「神奈川県から大阪府まで自らの出捐で交通費と移動の時間を負担」して部落探訪し、2025年1月22日付の投稿（甲23の41）をしたからである。被告の主張は単なるこじつけに過ぎない。

(5) 「(5) 『高知情報の再整理』でも違法との反論について」について

被告は、「A I の高度化など、昨今は情報技術の進歩が著しく、もはやインターネットとそれ以外の情報の拡散力、アクセスのしやすさを区別できなくなる一歩手前まで来ている。全国部落調査の判決でも見られた、情報格差の存在を前提とした事実認定には普遍性がなく、今までに破綻を迎えることは明らかである。」と述べる。

しかし、A Iについては被告主張が判然としないものの、上記（3）で述べたとおり、被告の行為を正当化する論拠にはならない。

また、全国部落調査事件・東京高判の「インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にある」等の判示は、極めて普遍性がある上に、特に被告が行っている部落探訪に妥当するものである。

（6）「(6) 公益性の有無について」について

被告は「本件では議会審議・契約情報・入札結果など行政監視に直結する一次資料に依拠しており、公益性は明白である。」と述べる。

しかし、被告はやはり、市営住宅・補助金・税金などの言葉を出せば公益性があると考えているようであり、公益性に関する根本的な理解を誤っている。原告らは、本件投稿に公益性がないと述べているのであり、それに対する被告の本件投稿に関する具体的な反論はない。

（7）「(7) 『差別的表現や排除を推奨』等の評価について」について

被告は、「原告らの主観的な感想に過ぎない。」と述べる。

しかし、原告らの主観的な感想ではなく本件投稿の客観的評価である。

（8）「(8) 『全国部落調査』の切り売りとの評価について」について

被告は、「大阪府内の部落ないし同和地区については、原告大阪府連関連団体が作成した資料（乙32等）により、ほぼ網羅的に明らかにされているので、全国部落調査があってもなくても関係がない。」と述べる。

しかし、乙第32号証は被差別部落を特定するための資料ではない。また、原告大阪府連が被差別部落や同和地区について言及している資料があったとしても、それ故に被告の違法性が阻却されるものではないことは既述のとおりである。

(9) 「(9) 就職差別、結婚差別、不安や恐怖について」について

被告のいう「権威のみに依拠しない具体的な証拠は存在しない」という表現の趣旨が不明であるが、部落差別が今なお存在することは、厳然たる事実である。例えば法務省人権擁護局調査救済課長の依命通達（甲6）などは、部落差別が現に存在するという事実を踏まえた削除要請である。また、部落差別の解消の推進に関する法律第1条は、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」と規定している。

(10) 「(10) 『積極的に市からの補助金を受け』ている事実の認否」について

被告は、「これは原告らが市からの補助金を受けている事実を自白したものである。そうでなければ『積極的に』を付ける必要はないからである。」と述べる。

しかし、「積極的に」をつけていたのは被告である（答弁書6頁）。

2 同第1・2項について

(1) 「1 本件サイト等の内容と目的」について

「被差別部落」を定義するためには、原告側あるいは裁判所が地域一覧を示さなければならぬという被告の主張は趣旨不明である。

被告は、「部落地名総鑑」「全国部落調査」「部落」「同和地区」という用語は多用しており、その結果、被告が晒している地域が被差別部落乃至同和地区であることは視聴する者には明らかとなっている。（厳密に言えば「被差別部落」と「同和地区」は完全には一致しないが、そのことは、いかなる意味でも本件における被告の行為を正当化しない。）「被差別部落」という用語を使っていないから、本件投稿は「地域史・都市政策・住環境の変遷に関する説明と現況の記録」に過ぎない、という被

告の主張は詭弁である。

(2) 「2 地域を特定して晒すことが部落差別を助長し拡大すること」について

被告は、阿久澤麻理子教授の専門的知見に学術的反論ができないために「部落解放同盟系の研究・啓発ネットワークと密接な関与を有する人物」「当事者の主張と利害を共有する」という的外れな反論を繰り広げているのであろうが、見苦しい主張である。

原告らは「地名が出れば直ちに人格権侵害と位置付け」ているわけではない。被告がインターネット上に公開しているのは「地名」だけではない。被差別部落を特定して晒し、その地域や原告大阪府連に対するマイナス評価を付すものである。

(3) 「3 本件画像サイトと本件動画サイトが部落差別を助長すること」について

原告らは、媒体の相違「のみ」で違法性を基礎付けていない。

総務省ガイドラインは、個人であれば差別を助長する投稿を削除しなくともよいという趣旨ではない。

(4) 「4 差別されない権利と『みなし差』(=属地判定による差別)」について

「原告ら自身が部落の住民があたかも別の人種であるかのような偏見を抱いている事を自白している」という主張は、驚くほどに原告らの主張を曲解するものである。ただ、被告自身が述べるように本件投稿は、「地域」に関する投稿であり、この「地域」を被差別部落として晒す行為が問題なのである。

第3 本件各投稿が部落の識別情報を摘示していること

訴状第6・3で述べたとおり、被告は、検索性が高く、広範な人たちがアクセスする可能性のあるインターネットの特性を十二分に認識しながら、この特性を利用して、全国部落調査裁判の仮処分決定や同裁判の地裁判決・高裁判決を潜脱する意図をもつて、特定の被差別部落名・所在地、現在の状況等について公開・拡散し続けている(「全国部落調査」という一覧表から特定地区(ひとつの欄)を抽出し、ひとつまたひとつと被差別部落を晒し続けているのであり、「全国部落調査」ないし「復刻版 全国部落

調査」を画像や映像つきで公開しているに等しい。)。以下、具体的に指摘する。

(1) 堺市堺区協和町 (甲23の1)

訴状別紙投稿記事目録1-1は、記事タイトルで、「堺市堺区協和町」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落所在地」「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-1)1頁本文では、「1935年の「全國部落調査」によれば堺市耳原町、戸数880、人口3033、主業は日傭・商業、副業は履物修繕、生活程度は中とある。1958年には戸数1936、人口7358と二倍以上の規模になっている。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落所在地」「部落名」「戸数」「人口」「主業／副業」「生活程度」欄の記載を曝している。

(2) 池田市古江 (甲23の2)

訴状別紙投稿記事目録1-2は、記事タイトルで、「池田市古江」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-2)1頁本文では、「今回探訪したのは大阪府池田市の「北古江」と呼ばれる部落である。」「1935年の「全国部落調査」では世帯数が110、人口が686、主業は農園芸、副業は行商とある。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」「戸数」「人口」「主業／副業」欄の記載を曝している。

(3) 大阪市西成区出城・三開・長橋 (甲23の3、4)

訴状別紙投稿記事目録1-3, 4は、記事タイトルで、「大阪市西成区出城・三開・長橋」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト2頁では、「西成の同和地区の範囲は次の通りである。北開1~2丁目、中開1~3丁目、南開1~2丁目、出城1~3丁目、長橋1~3丁目、鶴見

橋1～3丁目、旭1～3丁目、北津守1～4丁目」と記載し、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

(4) 大阪市北区 長柄 (甲23の5)

訴状別紙投稿記事目録1－5は、記事タイトルで、「大阪市北区長柄」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23－5)本文4頁では、「長柄は部落というより、スラムとして知られていた土地である。1969年に始まった同和対策事業の対象地区とはされず、1963年の「大阪市同和事業促進協議会10年の歩み」にも掲載されていない。ただ、1935年の全国部落調査には掲載がある。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の内容を摘示している。

(5) 大阪市北区中崎西 舟場 (甲23の6)

訴状別紙投稿記事目録1－6は、記事タイトルで、「大阪市北区中崎西“舟場”」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落所在地」「部落名」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23－6)本文1頁では、「そのような「解放」された部落の1つがかつての舟場《ふなば》地区、現在の大阪市北区中崎西である。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落所在地」「部落名」及び「現在地」欄の記載を曝している。同1頁では「大阪市同和事業促進協議会10年の歩みによれば、北区舟場町、堂本町、葉村町のそれぞれ一部が「舟場地区」とされていた。この3町の場所は、現在の大阪市北区中崎西とほぼ一致する。」と記載し、部落の場所を摘示している。

また、同2頁では、「1935年の全国部落調査の記録では、世帯数91、人口469。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」及び「人口」欄の記載を曝している。

同2頁では、「最寄り駅は地下鉄中崎町駅だが、大阪駅からも歩いていくことが出来

る。大阪のファッショントンの中心地、梅田のヘップファイブの方に出て、環状線沿いに歩けばよい。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

また、同11頁では、「この三叉路がかつての「村」の中心で、戦前はこの辺りに集落があつて、周辺に田畠が広がっていた。」と記載すると共に、写真を摘示し、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

(6) 大阪市北区中津3丁目 さんば (甲23の7)

訴状別紙投稿記事目録1-7は、記事タイトルで、「大阪市北区中津3丁目“さんば”」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-7)本文2頁では、「全国部落調査によれば、1935年の中津の世帯数は105、人口は495である。しかし、この数字が部落の規模を表したものかどうかは疑いがある。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」及び「人口」欄の記載を曝している。

同2頁では中津中央公園の写真と共に、「ここが中津部落の中心地だった。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

同8頁では、浜二町会掲示板の写真と共に「もとは「中津浜通2、3丁目」という名前だった。現在も町内会名にその名残がある。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

(7) 大阪市東中島2丁目 南方 (甲23の8)

訴状別紙投稿記事目録1-8は、記事タイトルで、「大阪市東中島2丁目“南方”」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-8)本文1~2頁では、「東淀川区は日の出、飛鳥、西中島という同和地区と呼ばれる地域が3つ隣接するエリアを有している…というは、 | 田畠《たばた》 | 龍生《りゅうせい》・元大阪市都島区長が大阪市に提出した論文の中の一文である。この論文は後に問題とされ、修正されたのだが、東淀川区

の西の端、新大阪駅近辺に同和地区があることはそれくらいよく知られている。ただし、この記述には決定的な間違いがある。「日の出」（あるいは「日之出」）および「飛鳥」が同和地区なのはその通りだが、「西中島」はそもそも東淀川区ではなく淀川区であり、東淀川区のもう1つの同和地区は「南方《みなみかた》」地区である。地名で言えば、大阪市東淀川区東中島2丁目及び1丁目の一部がそれに相当する。」と記載し、各部落の場所を掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「現在地」欄の記載を曝している。

同10頁では、「1935年の記録では南方部落の世帯数は200、人口は1000。」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」及び「人口」欄の記載を曝している。

同15ページでは、写真とともに「このお寺は地区の東端にあり、ここから先は別の同和地区「飛鳥」地区である。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に掲示している。

（8）大阪市浪速区 浪速東・浪速西・大国町（甲23の9，10，11）

訴状別紙投稿記事目録1-9～11は、記事タイトルで、「大阪市浪速区 浪速東・浪速西・大国町」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト（甲23-9）本文1頁では、「部落の中の部落と呼べる地域はどこか。筆者は大阪市の浪速部落を推薦したい。日本最大の同和地区は西成であり、そこに隣接する浪速は規模では西成に負けるが、西成は浪速から派生した部落に過ぎない。そもそも歴史的に西成は部落というよりはスラムに近い。しかし、浪速地区の場所は、かつて「穢多村」であったことがはっきりしている。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」欄の記載を曝している。

（9）大阪市東中島3丁目 飛鳥（甲23の12）

訴状別紙投稿記事目録1-12は、記事タイトルで、「大阪市東中島3丁目“飛鳥”」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部

「部落名」「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト（甲23-12）本文1頁では、「世帯数は1935年に230, 1958年に431, 2000年に585と記録されている。」と記載し、被差別部落の情報を曝している。

同4頁では、写真と共に「阪急の線路の向こうは柴島で、踏切に並行する道路の北西側が部落である。」とし、被差別部落の所在地を明確に掲示している。

また、同18頁でも同様に、写真と共に「ここが駅名の由来となった崇禅寺。ここから北西側は日之出部落である。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に掲示している。

（10）大阪市淀川区加島一丁目（甲23の14）

訴状別紙投稿記事目録1-14は、記事タイトルで、「大阪市淀川区加島一丁目」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止めを受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

また、同14頁では写真と共に「この道路は部落の境界で、ファミリーマートのある側は地区外である。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に掲示している。

（11）羽曳野市向野2, 3丁目（甲23の15）

訴状別紙投稿記事目録1-15は、記事タイトルで、「羽曳野市向野2, 3丁目」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止めを受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト（甲23-15）本文1頁では、「1935年の『全国部落調査』には全国の部落の主業、副業が記載されているが、食肉に関する職業が記載された部落は意外に少ない。しかし、向野については主業が「肉行商」であるとはっきり書かれており、向野の食肉業が昔から顕著なものであったことを示している。当時の世帯数は307, 人口は1386とされる。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止めを受けた「復刻 全国部落調査」の「主業/副業」「戸数」及び「人口」欄の記載を曝している。

同2頁では「向野全体が部落というわけではなく、概ね2、3丁目が部落にあたる。」とし、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

(12) 東大阪市荒本 (甲23の16)

訴状別紙投稿記事目録1-16は、記事タイトルで、「東大阪市荒本」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23の16)5頁では写真と共に「路地を抜けると…」「道が広くなっている。亀井文夫監督作品「人間みな兄弟 部落差別の記録」では、冒頭で部落に入った途端に道が狭くなっている京都市の錦林地区の映像が出てくるが、現在、荒本ではそれとは全く逆の状態になっているわけである。」「浄土真宗西本願寺派のお寺。概ねここから南が部落となる。」とし、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

(13) 東大阪市長瀬町 北蛇草 (甲23の17)

訴状別紙投稿記事目録1-17は、記事タイトルで、「東大阪市長瀬町“北蛇草”」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23の17)6頁では「JR長瀬駅と近鉄長瀬駅の間の辺りが部落であり同和地区である。」とし、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

また、同15頁では、「浄土真宗大谷派の寺が東ノ庄の中心部となる。この周囲が古くから部落があった場所で、今でも持ち家が見られる。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

(14) 八尾市幸町 西郡 (甲23の18)

訴状別紙投稿記事目録1-18は、記事タイトルで、「八尾市幸町“西郡”」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落所在地」欄の記載を曝している。また、本件画像サイト(甲23-18)5頁上段の写真には、電柱に掲げられた住所表記が映し出されており、被告が一切の方法によ

る公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」を曝している。

続いて本文では、「今回訪れた部落は「西郡」と言われるが、この地名は現存せず、なおかつ西郡は本来は部落の地名ではない。かつての北河内郡西郡村のことであり、部落はその中の一部で、「北ノ辻」という村である。1935年の世帯数は398。生活程度は「中」とされているので、極端に貧しくはなかったと考えられる。」と記載している。これも、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」記の「戸数」及び「生活程度」欄の記載を曝している。

また、訴状別紙投稿記事目録2-3では、被告は、部落（同和地区）の境界がどこにあるのかを何度もとりあげており、被差別部落の所在地を視覚的によりわかりやすく画定しようとしている（甲24-3）。

（15）八尾市安中町8丁目（甲23の19）

訴状別紙投稿記事目録1-19は、記事タイトルで、「八尾市安中町8丁目」と摘要し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト（甲23-19）本文1頁では、「大阪市八尾市安中町の同和地区は、もとは「東八尾座」という部落であり、1935年の記録では115世帯、1958年の記録では61世帯と記録されている。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「戸数」欄の記載を曝している。

また、同3頁では人権福祉センターの写真と共に「これらの施設がある安中8丁目が部落と言われており、実際、ここは旧八尾座部落に該当する。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に摘要している。

（16）藤井寺市林5、6丁目（甲23の20）

訴状別紙投稿記事目録1-20は、記事タイトルで、「藤井寺市林5、6丁目」と摘要し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト（甲23—20）本文2頁では、「この古墳の周囲に大井、北條、船橋、国府《こう》、道明寺、林、澤田、古室の部落がある。1935年の記録では国府、船橋、北條、古室は100世帯に満たないが、他は100～250世帯もある比較的大きな部落である。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「世帯」欄の記載を曝している。

続く同3頁では「職業、生活程度は全て共通しており、いずれも農業商業工業、その他雑業、つまりはいろいろな仕事をしており、中程度の生活だった。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「主業/副業」及び「生活程度」欄の記載を曝している。

また、「部落について聞いてみると、最初は知らないと言っていたが、そのうち『林の4、5、6丁目が部落と言っていた』（※実際には4丁目は部落に含まれているとは認識されていないという）と小さな声で教えてくれた。（12頁）」として、被差別部落の所在地を摘示している。

（17）茨木市沢良宜浜3丁目（甲23の21）

訴状別紙投稿記事目録1—21は、記事タイトルで、「茨木市沢良宜浜3丁目」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト（甲23—21）本文4頁では、「ここが市営住宅の沢良宜住宅。同和対策として作られたが、現在は一般の市営住宅という扱いになっている。そこそこの規模の団地である。ただ、過去の地図や航空写真を見ると、部落の範囲はあまり大きくなく、沢良宜と呼ばれる地域の南東の端の一角である。1935年の記録では65世帯、農業が主で、生活程度は極端に悪くなかったらしい。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」及び「主業/副業」欄の記載を曝すと共に、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

また、同4頁では「解放同盟支部の名称等になっている「沢良宜」は本来部落の地名ではない。部落の場所は「南所」という名前であった。」と記載し、被告が一切

の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」欄の記載を曝している。

同5頁では、写真と共に「この浄土真宗本願寺派安樂寺の辺りが本来の部落の場所である。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に摘示している。続く7頁でも、住宅の写真と共に「この辺りが本当に部落のど真ん中なのだが、とてもそのようには見えない。新しい戸建てと集合住宅がある。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

同11頁では、写真と共に「沢良宜と言っても、部落の場所はむしろ「島」という集落に近い。この写真は茨木川で、住所表記で言えば左が沢良宜浜、右が島となる。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

(18) 茨木市豊川4丁目 道祖本西 (甲23の22)

訴状別紙投稿記事目録1-22は、記事タイトルで、「茨木市豊川4丁目 “道祖本西”」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-22)本文1頁では、「今回訪れた部落では、道祖本《さいのもと》という地名が解放同盟の支部に使われ、部落の呼称としても使われることが多いが、道祖本は本来部落の地名ではない。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」欄の記載を曝している。

同1頁では、「明治期の地図を確認すると、本来の道祖本は現在の茨木市豊川一丁目の場所である。部落は豊川四丁目にあり、明治期の地名は「岡山」その後「西道祖本」と呼ばれるようになった」と記載し、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

同2頁では、「1935年の記録では139世帯、それが1958年には236世帯となっている。明治期の「岡山」はもっと小さく、おそらく50世帯程度だったと考えられる。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」欄の記載を曝している。

(19) 茨木市総持寺2丁目 北中城（甲23の23）

訴状別紙投稿記事目録1-23は、記事タイトルで、「茨木市総持寺2丁目 “北中城”」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト（甲23-23）本文1頁では、「茨木市3部落のうち最後の部落にやってきた。現在の茨木市総持寺2丁目の一角にある、「北 | 中城《なかんじょ》」は、1935年に32軒の小さな農村部落であった。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「戸数」欄の記載を曝している。

また、同11頁では写真と共に「市営住宅前のこの広い道は部落のメインストリートとでも言える場所だが、新しくきれいな家が建っている。」と記載し被差別部落の所在地を明確に掲示している。

(20) 高槻市富田町2丁目（甲23の24）

訴状別紙投稿記事目録1-24は、記事タイトルで、「高槻市富田町2丁目」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト（甲23-24）本文1頁では、「。かつては新北町という名前で、1935年の記録では242世帯であった。現在の2丁目が概ね部落の範囲である。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「戸数」欄の記載を曝しているとともに、被差別部落の所在地を明確に掲示している。

(21) 摂津市鳥飼野々1丁目（甲23の25）

訴状別紙投稿記事目録1-25は、記事タイトルで、「摂津市鳥飼野々1丁目」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト（甲23-25）本文4頁では、「1935年の記録では戸数は1

7で生活程度は下であった。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」欄の記載を曝している。

同6頁では、写真と共に「該当する場所は、道がやや細く、比較的小さな家が多い。ここで間違いないだろう。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に摘示している。

(22) 大阪市旭区生江3丁目 (甲23の26)

訴状別紙投稿記事目録1-26は、記事タイトルで、「大阪市旭区生江3丁目」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-26)本文1頁では、「1918年には250戸、1935年には574戸、履物修繕や土方をやっていたとされる。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」及び「主業/.副業」欄の記載を曝している。

また、同10頁では、写真と共に「生江という地域は南北に長い。生江3丁目のうち、城北公園通りの北側が部落に該当すると考えられる。」と記載し、被差別部落の所在地を視覚的によりわかりやすく画定しようとしている

(23) 大阪市住吉区帝塚山5丁目、万代6丁目、住吉1丁目住吉地区(甲23の27)

訴状別紙投稿記事目録1-27は、記事タイトルで、「大阪市住吉区帝塚山5丁目、万代6丁目、住吉1丁目 “住吉地区”」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-27)本文1頁では、「1935年の世帯数223で小さな区域に住宅が密集していた。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」欄の記載を曝している。

(24) 大阪市東淀川区西淡路1丁目、2丁目日之出地区 (甲23の28)

訴状別紙投稿記事目録1-28は、記事タイトルで、「大阪市東淀川区西淡路1丁

目、2丁目“日之出地区”と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト（甲23—28）本文1頁では、「現在の地名で言えば西淡路1丁目および2丁目のあたり。」と記載し、被差別部落の所在地を明確に掲示している。

同1頁では、「1935年の記録では日之出町という180戸の部落があった。同和地区としての呼称は日之出地区である。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」及び「部落名」欄の記載を曝している。

同7頁では、写真と共に「歩道橋の上から撮影。広い空き地と公営住宅があるのが日之出同和地区。それに対して道路を挟んだ左側はビル街になっている。」と記載し、被差別部落の所在地を視覚的によりわかりやすく画定しようとしている

（25）大阪市住吉区浅香1、2丁目（甲23の29）

訴状別紙投稿記事目録1—29は、記事タイトルで、「大阪市住吉区浅香1、2丁目」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト（甲23—29）本文1頁では、「この部落は1935年の記録では265戸、商業農業日雇いが主で、生活程度は悪かったとされている。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」「主業/副業」及び「生活程度」欄の記載を曝している。

同2頁では、写真と共に「このスポーツセンターは部落の北側にあり、この辺りは地下鉄の車庫だった。そして、その西側には大阪市立大学がある。」と記載し、被差別部落の所在地を視覚的によりわかりやすく画定している。

また、同3頁でも、写真と共に「そして部落の南側には大和川がある。つまり、部落は大学と車庫と川に囲まれ、周囲から断絶されたような立地だった。」と記載し、被差別部落の所在地を視覚的によりわかりやすく画定している。

同5頁では、写真と共に「部落は浅香1丁目と2丁目の南側、大和川沿いで東西

に細長い範囲である。その場所は、他の大阪市内の同和地区と同じように改良住宅団地が立ち並んでいる。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

(26) 大阪市東住吉区矢田6丁目 (甲23の30)

訴状別紙投稿記事目録1-30は、記事タイトルで、「大阪市東住吉区矢田6丁目」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-30)本文1頁では、「今回訪れたのは大阪市東住吉区の矢田地区である。本来の地名は「富田」であり、戦前は370戸の部落で主に行商やわら細工をやっていたとされる。戦後には591戸に増加した。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」「戸数」及び「主業/副業」欄の記載を曝している。

(27) 大阪市旭区清水4, 5丁目 両国地区 (甲23の31)

訴状別紙投稿記事目録1-31は、記事タイトルで、「大阪市旭区清水4, 5丁目 両国地区」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-7)本文2頁では、「全国部落調査によれば、1935年の中津の世帯数は105、人口は495である。しかし、この数字が部落の規模を表したものかどうかは疑いがある。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」及び「人口」欄の記載を曝している。

(28) 大阪市平野区平野市町3丁目 平野地区 (甲23の32)

訴状別紙投稿記事目録1-32は、記事タイトルで、「大阪市平野区平野市町3丁目 平野地区」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-32)本文2頁では、「全国部落調査によれば、1935年の中津の世帯数は105、人口は495である。」と記載し、被告が一切の方法

による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」及び「人口」欄の記載を曝している。

(29) 吹田市 高浜町 (甲23の33)

訴状別紙投稿記事目録1-33は、記事タイトルで、「吹田市 高浜町」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-33)本文1頁では、「吹田市には戦前に「新町」という63戸の部落があったようだ。しかし、この部落は戦後の同和対策関係の文献には見当たらない。しかし、吹田市に「新町」という地名の場所が存在したことは確かなるようである。それがアイキャッチ画像の地図だ。実際に、現地を訪れてみた」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「戸数」欄の記載を曝している。

(30) 箕面市 萱野1, 2丁目 北芝 (甲23の34)

訴状別紙投稿記事目録1-34は、記事タイトルで、「箕面市 萱野1, 2丁目“北芝”」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-34)本文1頁では、「今回の曲輪クエストは箕面市萱野である。最近はNHKのバリバラで紹介されたが、大阪の衛星都市の部落では珍しく「北芝」という旧村名が全面に出されることが多い。戦前の記録ではここは芝村の一部であり、戸数は54戸あったとされる。「北芝」という地名は明治時代の地図にも書かれており、おそらく芝の北にある枝郷なので北芝と呼ばれたと考えられる。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」「部落名」及び「戸数」欄の記載を曝している。

同2頁では、道路の写真と共に「この道路の左側が芝、右が北芝ということになる。」と記載し、被差別部落の所在地を視覚的によりわかりやすく画定している。

(3 1) 守口市 金田町1丁目 (甲23の36)

訴状別紙投稿記事目録1—36は、記事タイトルで、「守口市 金田町1丁目」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23—36)本文1頁では、「かつての部落名は「梶北垣内《かじきたがいと》」。現在は金田町《きんだちょう》という地名になっている。戸数18の小さな部落であった。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「戸数」欄の記載を曝している。

同2頁では、道の写真と共に「一応、ここが部落のメインストリートのはずである。この、ゆるやかに曲がった道沿いに、バナナ状に部落が存在したいた。」と記載し、被差別部落の所在地を視覚的によりわかりやすく画定しようとしている。

(3 2) 大東市 野崎1丁目 (甲23の37)

訴状別紙投稿記事目録1—37は、記事タイトルで、「大東市 野崎1丁目」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

ウェブページ(甲23—37)本文1頁では、「野崎は戦前の記録では138戸と既にそれなりの戸数であった。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「戸数」欄の記載を曝している。

同17頁では、道の写真と共に「部落のメインストリートから一本北の通り。」と記載し、被差別部落の所在地を視覚的によりわかりやすく画定している。

(3 3) 大東市 北条3丁目 東之町 (甲23の38)

訴状別紙投稿記事目録1—38は、記事タイトルで、「大東市 北条3丁目“東之町”」と掲示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23—38)本文1頁では、「戦前の記録では333戸とされているが、1958年の記録には200戸とある。」「ここも北条全体が部落という

訳ではない。明治期の地図には「東」と書かれている。おそらく333という数字は周辺地域も含めてカウントしてしまったのではないだろうか。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」及び「戸数」欄の記載を曝している。

(34) 吹田市 岸部中 光明町 (甲23の39)

訴状別紙投稿記事目録1-39は、記事タイトルで、「吹田市 岸部中 “光明町”」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-39)本文1頁では、「吹田市の岸辺駅の近くに光明町《こうみようちょう》という部落がある。かつてここは小路《こうじ》南垣内《みなみがいと》という農村だった。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」欄の記載を曝している。

同2頁では、「戦前の戸数は152、人口は912だった。しかし、今ではその何倍にも増えていることは間違いない。」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」及び「人口」欄の記載を曝している。

(35) 泉佐野市 南中樫井 (甲23の40)

訴状別紙投稿記事目録1-40は、記事タイトルで、「泉佐野市 南中樫井」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の記載を曝している。

本件画像サイト(甲23-40)本文1頁では、「昭和初期の記録では105世帯で、農業や日雇いが主だったとされる」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「戸数」及び「主業/副業」欄の記載を曝している。

(36) 寝屋川市 明和 (甲23の41)

訴状別紙投稿記事目録1-41は、記事タイトルで、「寝屋川市 明和」と摘示し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「現在地」欄の

記載を曝している。

本件画像サイト（甲23—41）本文1頁では、「とは言っても、かつての地名は「燈油」で1961年に国守、2006年に明和と変わった」と記載し、被告が一切の方法による公開差止を受けた「復刻 全国部落調査」の「部落名」欄の記載を曝している。

このようにインターネット上に部落の識別情報を晒す被告の行為は、50年前の1976年11月に発覚した部落地名総鑑をインターネット上に晒していることと同様の行為である。これは個人でも簡単に（差別のための又は差別を助長する）身元調査ができる状態を被告宮部が作り出しているということである。結婚差別や就職差別に対する被差別部落当事者や行政・企業など、多くの人たちのこれまでの長年に渡る努力を踏みにじる行為に他ならない。

第4 本件画像サイトおよび本件動画サイトによる人格権侵害の実質

1 「地域の紹介である」という被告の弁解について

本件画像サイトおよび本件動画サイトが全体として、原告らの差別されない権利や人格権を侵害することはすでに主張したとおりである。

被告は、これらについてあくまでも地域の実情を紹介しているものにすぎないという趣旨の弁解をするが、これらサイトの内容をただの実情の紹介であると客観的に評価することはできない。

被告は、長年にわたり、部落差別を拡大し助長する意思のもと、本件画像サイトや本件動画サイトによる前から、被差別部落が具体的にどこの地域であるかという情報を広く社会に流通させる活動をしてきたものである。本件画像サイトおよび本件動画サイトの内容は、そのような被告の意思が具体的に反映されたものであり、およそ地域の実情の紹介というような内容ではない。

2 部落差別の助長と拡大に本件画像サイトと本件動画サイトの独自性があること

本件画像サイトおよび本件動画サイトでは、いずれのページについても、特定の地域ごとで独立したページになっている。

そして各ページは、被告が実際に地域で撮影した画像や動画に、当該地域を被差別部落であることを前提とする、被告自身による被差別部落と部落差別についての説明文や説明ナレーションを付けるという構成となっている。

この構成のとおり、各ページにおける被告自身による説明文や説明ナレーションこそが、本件画像サイトと本件動画サイトの独自性である。この被告自身による説明文や説明ナレーションがあるからこそ、本件画像サイトや本件動画サイトを視聴した者は、単なる「ありふれた町の景色」でしかない画像や動画について「ああ、ここに映っているのは被差別部落である」「被差別部落だからこういう特徴があるのか」「こういう特徴がある場所は被差別部落なのか」と思われるのである。

3 本件画像サイトの各ページにおいてみられる部落差別を助長し拡散させる記載内容

(1) 当該地域の氏や信仰の傾向を被差別部落と紐づけること

被告は本件画像サイトの複数ページで、当該地域の氏や信仰の傾向を被差別部落と紐づけたり、氏や信仰の傾向から被差別部落を特定しようとしたりする写真と文章の掲載をしている。これは当該地域に縁があるか否かに関わらず、同じ氏や信仰の人に、部落差別を受ける不安と恐怖を与えることである。

(2) 当該地域の産業や経済の構造を被差別部落と紐づけること

被告は、本件画像サイトの複数ページで、当該地域に存在する特定の工場やサービス業の業態や店舗や施設を被差別部落と紐づけたり、あるいは地域の産業や経済の傾向から被差別部落を特定しようとしたりする写真と文章の掲載をしている。これは当該地域に縁があるか否かに関わらず、その特定の業態や店舗や施設を営業したりそこで働いたりする人に、部落差別を受ける不安と恐怖を与えることである。

（3）当該地域の環境の事象を被差別部落と紐づけること

被告は、本件画像サイトの複数ページで、住居等の建物の立ち並び方や生活道路や路地裏の構造といった街並み、廃屋や無人家屋あるいは不法駐車や廃棄物の違法投棄が存在するなどの生活環境を、単なる一般的な事象ではなく、ことさらそれらを「被差別部落らしさ」として紐づける写真と文章の掲載をしている。

これは当該地域に縁があるか否かに関わらず、同種の事象が見受けられる地域が身近である人に、部落差別を受ける不安と恐怖を与える内容である。

またこの記載内容は、本件画像サイトを見る者に対し、被差別部落であることが、これらの事象を引き起こす原因であると思わせるものである。ひつきょうこれは、本件画像サイトで取り扱われる全ての地域について、そこで暮らしたりそこに縁があつたりする人に、同種の事象や引き起こす属性があるという偏見に基づく差別を受ける不安と恐怖を与えるものである。

（4）公営住宅等の団地型集合住宅の存在を被差別部落と紐づけること

被告は、本件画像サイトの複数ページで、公営住宅等の団地型集合住宅が存在することを当該地域が被差別部落の裏付けであるとしたり、また被差別部落であるがゆえにそれら団地型集合住宅が存在したりすると説明する趣旨の写真と文章の掲載をしている。

これは当該地域に縁があるか否かに関わらず、公営住宅等の団地型集合住宅を生活の場とする全ての人に、またそこを生活の場として暮らした経験がある全ての人々に、そしてそこを生活の場として暮らしている人と縁がある人たちに、部落差別を受ける不安と恐怖を与える内容である。

（5）人権啓発の施設等から地域と部落解放同盟の活動を紐づけること

被告は、本件画像サイトの複数ページで、地域住民のための掲示板が存在することと、行政によるか否かに関わらず地域住民のための福祉サービスの事業所が存在すること、社会福祉や人権啓発のための施設が存在すること、あるいはそれらが過去に存在したこと、さらには人権啓発のためのモニュメントや記念碑等が存在すること

とをもって、当該地域が被差別部落の裏付けであるとする趣旨の写真と文章の掲載をしている。

また被告は、それらが現に存在したり過去に存在したりしたことをもって、当該地域の地域活動や公共事業が部落解放同盟の強い影響下にあり、その地域の人々の暮らしが部落解放同盟に不当に支配されていると説明する写真や文章の掲載をしている。

これは当該地域に縁があるか否かに問わらず、これら施設や掲示板あるいはモニメントが存在する地域が身近である人に、部落差別を受ける不安と恐怖を与える内容であり、被差別部落への偏見を助長し、部落差別を拡大させるものである。

そしてそれは、部落差別の実情、部落解放運動の歴史的意義、部落解放同盟の団体としての使命について、社会一般に誤った情報を流通させることであり、部落解放運動に賛同したり、部落解放同盟の活動に参加したりする人に対する差別と偏見を助長し、部落解放運動と部落解放同盟の活動を萎縮させるものである。

4 各ページについての指摘

本件画像サイトは、各ページで紹介するそれぞれの地域について、その地域が被差別部落であることを特定するためのウェブサイトとなっている。被告は、本件画像サイトの各ページにおいて、「この地域が被差別部落であることを特徴づけるもの」あるいは、「一般的に被差別部落として特徴づけられる要素」として、それぞれの地域の写真や説明文章を掲載している。

各ページにおける、被告のそのような写真や説明文章の掲載の具体例について、前記3の（1）から（5）の類型に基づき、以下で指摘する。

（1）本件画像サイト（17） 西成長橋（甲23号証の3、甲23号証の4）

被告は、前記3（2）に該当するものとして、地場のタクシー産業、市営住宅の建物を供用している閉鎖された保育所、地域住民のための公衆浴場、材木屋が多いことを被差別部落と関連する写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（3）に該当するものとして、古い木造家屋が立ち並ぶ街並み路

地にある地域住民のための祠、人の体の幅しかない生活道路などの存在を、被差別部落と関連する写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、市営住宅が存在することを投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、社会福祉研究のための施設が存在すること、隣保館が存在すること、老人向けの施設が存在するこの写真と説明文章を投稿している。（甲23号証の4）

（2）本件画像サイト（113） 東大阪市長瀬（甲23号証の17）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、特定の寺の存在や、特定の仏教の宗派の存在を被差別部落と関連する写真と説明文章を投稿している（甲23号証の17）。

被告は、前記3（2）に該当するものとして、地域のための公衆浴場、荒物作りの地場産業の写真と説明文章を投稿している。（甲23号証の17）。

被告は、前記3（3）に該当するものとして、「廃墟があるが部落ではない」という形で、廃墟がある住環境の写真と説明文章を投稿している。（甲23号証の17）。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、青少年センターという施設が存在すること、地域の公衆浴場に人権啓発の標語が掲示されていることをもって、それが当該地域を被差別部落と特定する理由であるという写真と説明文章を、掲載している（甲23号証の17）。

（3）本件画像サイト（114） 八尾市 西郡（甲23の18）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、仏教の特定宗派の寺や地域信仰の地蔵の写真と説明文章を投稿している。（甲23号証の18）。

被告は、前記3（3）に該当するものとして、団地が立ち並んだり福祉施設があつたりすることが被差別部落の特徴的環境であるとする文章を掲載している（甲23号証の18）。

(4) 本件画像サイト（126） 八尾市 安中（甲23の19）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、特定宗派の仏教寺院や地域住民の墓地の墓石にある複数の特定の氏を被差別部落に関連する写真と説明文章を、掲載している（甲23号証の19）。

被告は、前記3（2）に該当するものとして、地域の地場産業についての文章を被差別部落と関連するものとして掲載している（甲23号証の19）。

被告は、前記3（3）に該当するものとして、地域の小学校区の区分けのほか「学校の荒れ具合」などとして地域の小学校の写真と説明文章を、被差別部落と関連するものとして掲載している（甲23号証の19）。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、公営住宅の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、地域の人権福祉センターの写真と説明文章を投稿している。（甲23号証の19）。

(5) 本件画像サイト（142） 茨木市 沢良宜（甲23の21）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、地域にある特定の仏教宗派寺院の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、地域にある市営住宅の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、地域にある「いのち・愛・夢センター」や広い公園があることの写真と説明文章を投稿している。

(6) 本件画像サイト（143） 茨木市 豊川（甲23の22）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、地域にある特定の仏教宗派寺院とその寺院敷地内に掲示されている寄付者名の氏の傾向、また地域の民家の表札の氏や地域の墓地の墓石の氏の傾向についての写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、地域にある市営住宅の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、地域にある「いのち・愛・ゆめセンター」の写真と説明文章を投稿している。

（7）本件画像サイト（144）茨木市 総持寺（甲23の23）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、地域に特定の仏教宗派の寺院があることや、地域の公共墓地の墓石に銘される氏の傾向についての説明文章を投稿している。

被告は、前記3（3）に該当するものとして、地域にある古い家や寺周辺の細い道、空き家と空き地、その間に新しい家が建っていること、また市営住宅の横の道路で路上駐車があることについての写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、地域にある市営住宅の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、地域にある「ユースプラザ」の写真と説明文章を投稿している。

（8）本件画像サイト（173）大阪市旭区 生江（甲23の26）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、仏教の特定宗派寺院の写真、大阪空襲の犠牲者供養の碑の写真とそれに銘された犠牲者や寄付者の氏の傾向、また地域の住宅の表札の氏の傾向についての説明文章を投稿している。

被告は、前記3（2）に該当するものとして、地域の地場産業の歴史の説明文章を投稿している。

被告は、前記3（3）に該当するものとして、公営住宅が立ち並んでいることや、公営住宅の新築工事がされていることの写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、閉鎖された解放会館やプールの写真と説明文章を投稿している。

（9）本件画像サイト（174）大阪市住吉区 帝塚山（甲23の27）

被告は、前記3（2）に該当するものとして、地域の福祉施設の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（3）に該当するものとして、地域の駅前商店街の写真と説明文
章を投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、地域の市営住宅の写真と説明文
章を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、地域にある青少年会館や体育館の
写真と説明文書を投稿している。

（10）本件画像サイト（175） 大阪市東淀川区 西淡路（甲23の28）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、仏教の特定宗派寺院の写真と説明
文書や、共同墓地の写真とその墓石に銘される氏の傾向の説明文書を投稿している。

被告は、前記3（2）に該当するものとして、地域にある公衆浴場の写真と説明
文書を投稿している。

被告は、前記3（3）に該当するものとして、地域の道路のゴミ等の不法投棄の
写真と説明文書や、投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、地域にある老人福祉センターの写
真と説明文書を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、地域にある老人福祉センターや閉
鎖された青少年会館の写真と説明文書を投稿している。

（11）本件画像サイト（177） 大阪市東住吉区 矢田（甲23の30）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、地域にある仏教の特定宗派寺院の
写真と説明文書を投稿している。

被告は、前記3（2）に該当するものとして、地域にある特定小売店や天然温泉
の公衆浴場の写真と説明文書を投稿している。

被告は、前記3（3）に該当するものとして、地域の道路に路上駐車がされてい
る写真と説明文書を投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、地域にある団地の写真と説明文
書を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、閉鎖された施設の写真と説明文章を投稿している。

（12）本件画像サイト（187） 大阪市旭区 清水（甲23の31）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、特定の仏教宗派寺院の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（3）に該当するものとして、地域にある古い家や空き家になっている家の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、地域にある市営住宅の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、閉鎖された解放会館や老人憩いの家の写真と説明文章を投稿している。

（13）本件画像サイト（188） 大阪市平野区 平野市町（甲23の32）

被告は、前記3（2）に該当するものとして、地域にある公衆浴場の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（3）に該当するものとして、地域にあるゴミの不法投棄がされている木造住宅の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、地域の公営住宅の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、青少年会館や老人福祉センターの写真と説明文章を投稿している。

（14）本件画像サイト（246） 箕面市 萱野（甲23の34）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、地域にある仏教寺院の写真と説明文書、また地域の公共墓地の写真とその墓石に銘される氏の傾向の説明文章を投稿している。

被告は、前記3（2）に該当するものとして、古い家屋の写真とそれに「廃墟らしい廃墟と言えば」という説明文章を投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、地域にある市営住宅の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、地域にある青少年会館とその敷地にある水平社宣言の石碑の写真と説明文章を投稿している。

（15）本件画像サイト（250） 大東市 北条（甲23の38）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、地域にある特定仏教宗派寺院の写真と説明文章、また地域にある地車収納庫に掲示されている地車修復協賛者名掲示物や、地域の祠内にある寄付者名の掲示物の写真と、その掲示物の氏の傾向の説明文章を投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、地域にある公営住宅の写真と説明文章を投稿している。

（16）本件画像サイト（367） 泉佐野市 南中樺井（甲23の40）

被告は、前記3（1）に該当するものとして、地域にある共同浴場の碑に銘された氏名の写真、地域にある特定仏教宗派の寺院の写真、その寺院の墓地の墓石の写真、また地域にある神社の氏子の写真と、それらから読み取れる氏の傾向についての説明文章を投稿している。

被告は、前記3（2）に該当するものとして、地域にある公衆浴場施設の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（4）に該当するものとして、地域にある公営住宅の写真と説明文章を投稿している。

被告は、前記3（5）に該当するものとして、地域にある市民交流センターの写真と説明文章を投稿している。

第5 任意的訴訟担当論

1 はじめに

原告大阪府連は、第一に人格権を侵害された本人として、第二に地域に居住する住

民を被担当者とする任意的訴訟担当として本請求を行うものである。

2 人格権を侵害された本人としての請求

(1) 原告大阪府連は、結社・団体として、円滑に業務を行う権利及び差別されない権利を有しており、被告の「部落探訪」の掲載は、原告大阪府連のこれら人格権を直接に侵害するものである。

(2) 結社・団体の権利享有主体性

ア 結社・団体も権利享有となること

日本国憲法で保障される権利観念は、元来自然人について成立したものである(憲法13条参照)。また、法人については、その活動は自然人を通じて行い、その利益は結局自然人に帰することになり、法人の権利享有主体性を論ずる余地はないとの見方も成立しうる。

しかし、高度に組織された現代社会において、集団的な行為を個別的行為に還元・分解することが非現実的である場合は少なくない。現代社会において、結社・団体の活動が果たす役割は大きい。まず、結社・団体は、個人の意思を表明したり、実現したりするために不可欠のものとなっている。個人では影響力を及ぼしえない事項について、団結して集団して行動することによって、自己の意見を効果的に表明することができることは、集会やデモの開催、労働組合の活動などの社会的実態をみれば明らかである。また、結社・団体は、N P O や人的紐帯や地域連帯を基本にした諸団体の諸活動に典型的に現れているように、公共的で重要な役割を現実に果たしており、現在では、それらの活動が人間の尊厳に関わる価値を実現するために必要不可欠なものとなっている。つまり、結社・団体が構成員だけではない個人の権利保障においても大切な役割を果たしている。

そのような観点から、今や、結社・団体が権利の享有主体となりうることは、確立した学説となった。その点について争いの余地はない。

最高裁判所も、放送会社の報道の自由の主張を容認し(博多駅フィルム事件、最決昭和44年11月26日)、八幡製鉄政治献金事件判決(最判昭和45年6月

24日・民集24巻6号625頁)においても「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進したまは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである」と述べて、當利会社の「政治的行為を為す自由」の主張を認めている。

イ 享有する人権の範囲と程度

結社・団体の人権享有主体性を認めるとしても、結社・団体がいかなる範囲の人権をいかなる程度において享有するかということは別途問題となりうる。この点については、抽象的には、人権の性質及び法人の目的・性格によって決まるということになる。

ウ 享有する人権の範囲

人権が保障される範囲において、特に問題となるのは、幸福追求権・名誉権やプライバシー権（憲法13条）や差別されない権利（憲法14条）といった精神的自由権である。

この点、例えば宗教法人のような団体が信教の自由を、学校法人が学問の自由を享有することについては当然であるし、表現の自由が結社・団体に広く及ぶことについても異論はないであろう。よって、財産権のみならず精神的自由権についても、人権の性質に鑑み、団体に保障されているといえる。

裁判においても、法人の名誉権侵害について民法710条の適用があるかが問われた事例（最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁）は、法人に無形の損害が発生した場合にも、民法710条が適用されると判示し、名誉権の侵害によって法人にも損害が生じうることを認めた。損害論という観点からであるが、結社・団体が「精神的自由」の享有主体となり、無形の損害についての補償を求めることが確認されている。また、上述のとおり、最高裁は、博多駅フィルム事件決定では放送会社の報道の自由の主張を容認し、八幡製鉄政治献金事件判決では会社の政治活動の自由を認めている。

エ 享有する人権の程度

享有する人権の程度は、人権の性質に加え、結社・団体と個人との関係でも規定される。

強制加入団体の公益法人である税理士会が、税理士法改正運動資金として税理士政治連盟へ寄附する目的を明らかにして会員から特別会費を徴収する旨の決議をしたことが争われた南九州税理士会事件で、最高裁判決（最判平成8年3月19日民集50巻3号615号）は、税理士会が政治団体に金員を寄附することは目的の範囲外の行為であり、特別会費を徴収する旨の決議は無効であると判示した。八幡製鉄政治献金事件判決との違いは、活動目的が定款で定められているのか、それとも法で定められているのかということと、営利企業なのか強制加入の公益法人なのかという点にあったと思われる。

オ 小括

こうしてみると、結社・団体に人権享有主体性が認められることは当然としても、いかなる人権がいかなる程度保障されるかについては、人権の性質並びに結社・団体の目的や性格及び結社・団体と個人との関係が重要な判断要素になるとということになる。

（3）原告大阪府連の人格権の侵害

ア 原告大阪府連に保障されるべき人権の範囲

訴状16頁以下に記載したように、原告大阪府連は、部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現を図ることを目的とする団体である（甲22・第2条）。

原告大阪府連は、人権意識の向上や差別行為の根絶を目的として活動しているのであり、構成員の差別されない権利の確立、ひいては部落差別のない社会の実現のために業務を行うものである。具体的な業務の内容は、個々の人権相談や差別事件への対応を初めとして、人権啓発活動、行政・企業を含む他団体との連携や他団体への要請、まちづくりへの参画、隣保事業、政策提言等、多岐に亘る。

原告大阪府連は、これらの業務を円滑に遂行する権利を有している。

さらに、訴状19頁に記載したとおり、原告大阪府連自身が、差別されない権利を有している。前述したとおり、宗教法人のような団体が信教の自由を、学校法人が学問の自由を有するのは当然のことである。そうでなければ、法人・団体の活動自体が行えなくなる。部落差別を根絶することを目的とした団体である原告大阪府連が、差別を受けない権利を有することもまた至極当然のことである。

イ 原告大阪府連に保障されるべき人権の程度

原告大阪府連は、大阪府における被差別部落を拠点とし、部落の完全解放・眞に人権が確立された民主社会の実現をはかるという目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体である（甲22・3条）。

活動の主眼は、部落差別を根絶することにより構成員を部落差別という深刻な人権侵害から護ることにある。訴状19・20頁に記載したとおり、原告大阪府連には、構成員たる同盟員個々人の「差別されない権利」が寄託され、あるいは総目的に帰属しているといえるのである。

そして、原告大阪府連は強制加入団体ではなく、被差別部落住民・部落出身者が任意に入退会するものである。

そうすると、原告大阪府連が、業務遂行権及び差別されない権利の実現のために、それらの権利を侵害する者に対して権利侵害行為の停止・削除・撤回等を求めるることは、構成員の権利と何ら矛盾するものではなく、むしろ構成員の人権保障のために必要不可欠の行為である。よって、原告大阪府連に保障されるべき人権の程度は、構成員との関係で制限を受けることはない。

ウ 小括

以上のとおり、原告大阪府連には、団体固有の権利として、業務遂行権及び差別されない権利が認められ、それらの保障が構成員との関係で制限を受けることもないから、原告大阪府連は、被告の行為によって自らの人格権が侵害されたと

して本訴の原告適格を有するのである。

3 地域に居住する住民を被担当者とする任意的訴訟担当としての請求

(1) 任意的訴訟担当について

本件各投稿によって、差別されない権利、プライバシー権などを侵害された人は、掲載地域の住民や同地域出身者を中心としてきわめて多数にのぼる。（そのうちの一人が本件の個人原告である。）本件画像サイト及び本件動画サイトは、本件提訴後も公開され続け、人権侵害は日々発生している。人権を侵害された被害者は、一人ひとりが被告に対して記事の削除請求権等を有するものであるが、このように権利主体が多数に及ぶ場合、誰が当事者として訴訟遂行を行うことができるのか、ということが問題となる。

本来の権利義務主体の意思（授權）に基づき当事者として訴訟追行を行う担当者を、任意的訴訟担当という。任意的訴訟担当は、権利義務主体の意思に基づく点で、権利義務主体の意思に関わらず法律上当然に訴訟追行の資格（当事者適格）が与えられる法定訴訟担当と区別される。また、担当者が当事者として訴訟遂行する点で、訴訟代理と異なる。

(2) 任意的訴訟担当を許容した昭和45年1月11日最高裁判決

実定法上、任意訴訟担当を許容したものとしては、民事訴訟法30条の選定当事者がある。これは、「共同の利益を有する多数の者で前条【民訴法29条・法人でない社団の当事者能力】の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき1人又は数人を選定することができる」とするものであり、共同訴訟人が多数であると手続が錯綜する考えられるので、訴訟手続を単純化するために、共同利益者の中から代表者を選んで選定当事者として、判決の効力は全員に及ぼすというものである。

しかし、任意的訴訟担当がどこまで許容されるかに関する一般的規定はなく、法定の許容例を超えて、どこまで任意的訴訟担当が許されるかが問題となる。民訴法54条1項は訴訟における弁護士代理原則を定めており、信託法10条は訴訟信託

を禁じていることから、無制限に任意的訴訟担当を許容することは両者の潜脱となり得るからである。

この点、裁判においては、一定の要件のもとで任意的訴訟担当が認められており、大審院は、講の管理人、民法上の組合の業務執行者につき任意的訴訟担当を許容していた。近時では、最高裁昭和45年11月11日判決（民集24巻12号1854頁）がリーディングケースとされている。（以下、この判決のことを「昭和45年最高裁判決」ということもある。）

同判決は、他の4名とともに工事を請け負うことを目的とする「企業体」と称する民法上の組合を結成し、その団体規約に基づいて、原告が、自分の名前に基づいて、請負工事契約解除に伴う損害賠償請求を提起したという事案に対するものである。原判決が、原告の当事者適格を問題として、「訴訟追行権は訴訟法上の権能である」ことを理由とし、法的規制によらない任意の訴訟信託は許されないと、原告の当事者適格を否定して訴えを却下したところ、最高裁は次のように判示し、全員一致で破棄差戻しした。

「訴訟における当事者適格は、特定の訴訟物について、何人をしてその名において訴訟を追行させ、また何人に対し本案の判決をすることが必要かつ有意義であるかの観点から決せられるべきものである。したがつて、これを財産権上の請求における原告についていうならば、訴訟物である権利または法律関係について管理処分権を有する権利主体が当事者適格を有するのを原則とするのである。しかし、それに限られるものでないのはもとよりであつて、たとえば、第三者であつても、直接法律の定めるところにより一定の権利または法律関係につき当事者適格を有することがあるほか、本来の権利主体からその意思に基づいて訴訟追行権を授与されることにより当事者適格が認められる場合もありうるのである。

そして、このようないわゆる任意的訴訟信託については、民訴法上は、同法四七条が一定の要件と形式のもとに選定当事者の制度を設けこれを許容しているのであるから、通常はこの手続によるべきものではあるが、同条は、任意的な訴訟信託が

許容される原則的な場合を示すにとどまり、同条の手続による以外には、任意的訴訟信託は許されないと解すべきではない。すなわち、任意的訴訟信託は、民訴法が訴訟代理人を原則として弁護士に限り、また、信託法一一条が訴訟行為を為さしめるなどを主たる目的とする信託を禁止している趣旨に照らし、一般に無制限にこれを許容することはできないが、当該訴訟信託がこのような制限を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要がある場合には許容するに妨げないと解すべきである。

そして、民法上の組合において、組合規約に基づいて、業務執行組合員に自己の名で組合財産を管理し、組合財産に関する訴訟を追行する権限が授与されている場合には、単に訴訟追行権のみが授与されたものではなく、実体上の管理権、対外的業務執行権とともに訴訟追行権が授与されているのであるから、業務執行組合員に対する組合員のこのような任意的訴訟信託は、弁護士代理の原則を回避し、または信託法一一条の制限を潜脱するものとはいえず、特段の事情のないかぎり、合理的必要を欠くものとはいえないであつて、民訴法四七条による選定手続によらなくとも、これを許容して妨げないと解すべきである」

この判決は、①弁護士代理の原則及び訴訟信託の禁止の制限を回避・潜脱するおそれがないこと、②合理的必要があることの2要件をあげて、任意的訴訟担当が許容される基準を示し、担当者：業務執行組合員、被担当者：組合員の場合に、任意的訴訟担当を認めたものといえる。

(3) 昭和45年最高裁判決の2要件の解釈

まず、第1の要件である「弁護士代理の原則及び訴訟信託の禁止の制限を回避・潜脱するおそれがないこと」については、訴訟物たる権利についての実体上の管理処分権とともに訴訟追行権が担当者に授与されており、担当者が被担当者と共同の利益を有する者の1人であるか、それに類する者であることが認められれば、弁護士代理などの原則を潜脱するものではないといえる。また、担当者と被担当者との間に継続的関係が存在することも、この結論を補強する。

第2の要件の「合理的必要性」については、被担当者の数が多数に上ることから、担当者による訴訟追行が権利の実現を容易にするとか、被担当者が外国人であり、日本における訴訟追行に困難があるとか、被担当者の権利実現が担当者の本来的任務であるとか、または被担当者の権利実現について担当者が固有の法的利益をもつなどの事情が、それを満たす例として考えられる（伊藤眞『民事訴訟法第8版』有斐閣2023年12月・211～212頁同旨）。

また、消費者契約法の2006年改正によって、内閣総理大臣による適格認定を受けた消費者団体が事業者等の違法行為に対する差止請求をすることが認められた（同法12条）。これは、適格消費者団体に対して実体法上の差止請求権を付与するものであり、拡散的利益について訴訟上の保護を図ろうとする発想においては、被担当者の権利保護のためという観点から規定されたものであり、本件について検討する際には参考にすべきである。

（4）原告大阪府連が被差別部落住民らの任意的訴訟担当であること

ア はじめに

原告大阪府連は、昭和45年最高裁判決が述べ第1、第2の要件をいずれも満たしており、被差別部落住民らの任意的訴訟担当の地位にある。以下、敷衍して論じる。

イ 第1の要件について

原告大阪府連の構成員（同盟員）は、原告大阪府連の意思決定と諸行動に参加し、役員を選び会費をおさめて活動している（甲22・第5条）。

原告大阪府連と同盟員とは継続的関係にあり、原告大阪府連は同盟員の中から役員を選出し同盟員の信託を受けて、同盟員を部落差別から護るために活動を行っている団体である。

したがって、本訴において、同盟員から原告大阪府連への授権が行われているといえるので、「弁護士代理の原則及び訴訟信託の禁止の制限を回避・潜脱するおそれがないこと」という第1の要件は満たしている。

ウ 第2の要件について

原告第1準備書面21頁で述べたとおり、被告は、第1回口頭弁論期日において、富田林市の市長を持ち出して「富田林市は…特殊事情がある」と述べた。これは明らかに、本件の個人原告が原告大阪府連の富田林支部に所属していることを意識した発言である。かように被告は、自らのルーツを明らかにして声を上げた個人を攻撃し、精神的ダメージを与えようとする傾向が顕著である。

その点を一旦おくとしても、公開の法廷で自らの名前を明らかにした上で、自らの居住地が被差別部落にあることを具体的に主張し、それがインターネット上に無制限に晒されている事実を訴えていくことは、新たな部落差別の被害に遭う危険を招くことを意味する。本件各投稿が不特定多数の者によって閲覧されており、これらの投稿を無批判に受け入れ、誤った情報を信じて差別意識を増長させつつ地域を眺めている者が相当数に及ぶと推認される中にあって、「私がその地域の住民（あるいは出身者）です」と声を上げることが、どれだけの恐怖であり苦痛を伴うものであるかは想像に難くない。

そうすると、被告の人権侵害行為をくいとめ、損害を回復する手段としては、原告大阪府連に訴訟追行権を授権するほかないのである。

エ 小括

以上のとおり、本件において、原告大阪府連は、昭和45年最高裁判決が判示した第1、第2の要件をいずれも満たすことが明らかである。むしろ、本件のような場合にこそ任意的訴訟担当が訴訟を追行すべきであって、仮に、本件で原告大阪府連に任意的訴訟担当が認められないとすれば、認められる場合はないと言ってもいいような事案である。

裁判所におかれでは、差別を受けている者や差別を怖れている者が、差別を訴える訴訟を提起することの困難性に配慮して、任意的訴訟担当該当性の判断を行われるよう求めるものである。

以上